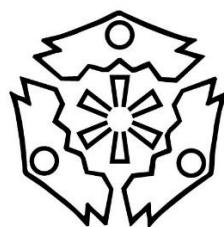


# いじめ防止対策推進に 関する基本方針



豊橋市立新川小学校

(最終改訂 令和7年7月)

# 目 次

第1章 いじめに対する基本的な考え方	2
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの対応	
第2章 いじめ防止に向けての対応	4
1 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成	
2 児童の主体的な活動の推進	
3 いじめの防止・早期発見等のための対策	
4 インターネットやSNSを利用したいじめ(ネットいじめ)への対応	
5 いじめに関する啓発活動と地域や家庭との連携	
第3章 新川小学校「いじめ防止基本方針」	6
1 いじめ防止のための取り組み	
(1) いじめ対策推進委員会の組織構成及び目的	
(2) 小委員会の設置と目的	
2 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する措置	
3 重大事態への対処	
(1) 重大事態の発生における対応組織	
(2) 重大事態の意味について	
(3) 重大事態の報告	
(4) 調査の趣旨及び調査主体について	
(5) 調査を行うための組織について	
4 重大事態における事実関係を明確にするための調査の実施	
(1) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合	
(2) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合	
(3) 自殺の背景調査における留意事項	
(4) その他留意事項	
5 調査結果の提供及び報告	
(1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供	
(2) 調査結果の報告	
6 教師として心がけること	
(1) いじめを見抜く感性を磨く	
(2) 子どもをとらえる努力をする	
(3) いじめは許さないという風土をつくる	
(4) 心の居場所のある集団づくりに努める	
(5) 不安や悩みを受け止める姿勢をもつ	
(6) 教師間で連携して対応する	
(7) いじめの訴えには迅速・誠実に対応する	
7 生徒指導主任として心がけるべきこと	
(1) 常に情報を収集し把握しておく	
(2) いじめ問題が発生した学級・学年が迅速かつ組織的な対応をしているかチェックする	
(3) 該当する学級・学年の指導に際して、積極的に関わる	
(4) 重大な案件や深刻化する可能性がある案件については、教育委員会へ報告する	
8 いじめの早期発見・予防のために	
(1) 子どもと日常の交流を大切にする	
(2) 複数の目による見守りをする	
(3) アンケート調査の実施とその改善に努める	
(4) 教育相談を通して把握に努める	
(5) 互いを認め合い高め合う温かい学級集団づくりに取り組む	
【いじめ早期発見・対応マニュアル】	13
新川小学校いじめ防止体系図	14

# 新川小学校 いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめに対する基本的な考え方

### 1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）の対策は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも、学校においては、保護者や地域の力、関係機関と連携しながらさまざまな取り組みを行ってきた。

しかし未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。児童の接するメディアやインターネットには、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したりしている情報がある。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童が多くの時間を過ごす学校において、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をすべての教育活動の場において、機会あるごとに全職員一丸となって指導しなくてはならない。

### 2 いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とある。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮しつつ、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにしなくてはならない。

学校は、いじめられた児童の立場に立って、悩みを親身になって受け止め、あくまでもいじめられている児童の認識によることに留意する。

ただし、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れたりするあまり、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、本人からの訴えだけに限定した対応をしないようにする。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定>より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる内容や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような内容のものもある。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。そのため、児童生徒はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくることが不可欠である。

##### ① 児童生徒の居場所づくりと絆づくり

学校では、いじめを生まない風土をつくるため、児童生徒が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」をすすめる。そして、授業や学校行事の中で、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感をベースとして、互いを認め合う人間関係を築けるような場面を作ることで児童生徒同士の「絆づくり」をすすめる。

##### ② 「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を児童生徒の中に浸透させ、いじめの構造における「観衆」「傍観者」が「仲裁者」「相談者」となり、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していくこうとする自浄力を高める。

##### ③ いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が、児童生徒の心に大きな影響を及ぼすことがあるのを常に意識して行動する。大勢の前で、特定の児童生徒にとって負のイメージとなる言動をしたり、冷やかしたりすることが、児童生徒のいじめを助長する場合があることを自覚しておかなければならない。

##### ④ いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針について周知し、いじめ問題に対する取組みの重要性について市民全体の認識を高める。そして、市、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止の啓発活動をすすめる。

#### (2) いじめの早期発見

##### ① 児童生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性

児童生徒は、「報復をされる」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもある。全ての教職員が、何気ない児童生徒の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、児童生徒のどのような話も真剣に受け止め対応する。

##### ② 相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの児童生徒が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、いじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせる。そして、集団のいじめをなくし、いじめられている児童生徒を守るために「仲裁者」となり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に安心して相談できる雰囲気づくりに努める。

##### ③ 組織で対応する教職員集団づくり

いじめや児童生徒のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から教職員間で情報を共有し、互いに支え合える協働的な指導体制を整え、児童生徒の様子について気軽に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努める。

### (3) いじめの対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導する。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図る。

#### ① 迅速で慎重な事実確認

児童生徒のいじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめられている児童生徒の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応する。いじめに対する関係児童生徒の認識にはそれぞれ「ずれ」があることを理解した上で、伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行う。

#### ② 児童生徒の安全確保

いじめられている児童生徒といじめの行為を相談してきた児童生徒の安全を最優先することを心がけて対応する。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行う。

いじめは加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童生徒が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側にも十分配慮して対応する。

#### ③ 組織的な対応

いじめに関わった児童生徒からの聞き取りは、「いじめ防止対策組織」で分担するなど組織的に対応を行う。普段から、教職員一人一人が、いじめを把握した場合の対処について共通理解をしておくとともに、小委員会を各学校で設けるなどして、組織的かつ迅速な対応を可能とする体制を整備する。

#### ④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめられている児童生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告する。

#### ⑤ 警察との連携の徹底

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。また、保護者に対して、あらかじめ周知しておくことも必要である。

警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底しなければならない。

## 第2章 いじめ防止に向けての対応

### 1 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。このため、道徳教材の活用や教職員の指導力向上を図るとともに、児童や地域の実態に応じた道徳教育を推進する。

また、学校において、児童の発達段階に応じ、自他の大切さを認めることができるよう、さまざまな場面で具体的な事例や行動を上げながら指導する。

加えて、児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。また、生命や自然を大切

にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、職場体験活動や集団宿泊体験等のさまざまな体験活動を、教育活動の中に計画的・系統的に位置づける。

## 2 児童の主体的な活動の推進

児童会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、児童同士で悩みを聞き合う活動等、児童自身の主体的な活動を推進する。

## 3 いじめの防止・早期発見等のための対策

児童の微妙な心の変化をより早く察知するために毎月25日前後に『いじめ発見アンケート』を、5・9・11・1月（年4回）には『学校生活アンケート』を実施する。アンケートを実施することで、児童のいじめ経験率や今後のいじめ発生率を大まかにつかみ、積極的ないじめ認知をしていく。また、年4回の『学校生活アンケート』実施後は児童全員と面接をし、心の健康状態や変化の把握に努めるようとする。両アンケート用紙は、生徒指導主任が5年間保存する。いじめ認知数といじめの概要については、毎月生徒指導主任が全学年分集計する。いじめの概要や各学年・学級の様子については毎月開催する「児童理解の会」において報告し、概要と対応について情報の共有化を図る。重大事態に相当する件の場合は、四役と学年主任、場合によっては全職員を招集し、情報を伝達する。

第6学年を対象に、hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を実施する。これにより学校生活の意欲が低下している児童がいないかを発見したり、学級に対して不適応をおこしている児童がいないかを確認したりする。また「なれ合い型」「管理型」など学級集団のタイプを知ることで教育的予防の指針とする。

こうした情報をもとに、生徒指導主任や生活サポート主任らが定期的に情報を交換することで、教職員の目が行き届き、児童一人一人に対して、きめ細かく対応できる環境を構築する。また、生活サポート主任やSCなどの心理専門家等を活用し、教育相談体制を整備し、定期的な『いじめ調査』と連動して面談などを実施する。

さらに、教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、いじめの事例や研修会での事例等を活用し、随時研修を行う。夏季休業中には、SCや心理専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の充実を図る。また、毎月の児童理解の会では、必要に応じて「生徒指導リーフ」（文科省作成）を用いた研修を行う。

## 4 インターネットやSNSを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

児童に情報モラルを身につけさせるため、専門家によるサイバー犯罪講座や情報モラル教育の充実を図る。また、特別活動の時間や全校・学年集会等を活用し、ネット上の不適切なサイトの閲覧や安易な書き込み等の危険性を、定期的に学級担任や生徒指導主任が指導する。

## 5 いじめに関する啓発活動と地域や家庭との連携

学校だよりやホームページ、学年通信等で、保護者などに広く、いじめの問題や学校の取り組みについての理解を促すよう、広報・啓発を充実する。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議員会や校区青少年健全育成会、社会福祉協議会など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 第3章 新川小「学校いじめ防止基本方針」

### 1 いじめの防止のための取り組み

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みが体系的・計画的に行われるよう配慮する。また、学校基本方針に基づく取り組みの実施にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を積極的に図るよう努める。

当該組織の具体的な役割及び取り組みの内容は、次のとおりである。

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報を迅速に共有するとともに、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等

#### (1) いじめ対策推進委員会の組織構成及び目的

この組織は、いじめの防止等の中核組織としての役割を担い、よりきめ細やかな対応をしていかなければならない。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談しなければならない。それを受けた当該組織は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応することを目的とする。

##### — 組織構成 <基本形> —

校長(委員長) 教頭(副委員長) 教務主任 校務主任 養護教諭 生徒指導主任  
学年団生徒指導担当 (生活サポート主任 特別支援コーディネーター 該当学年主任・担任)

また、当該組織が担う内容は次の通りである。

- ・いじめであるかどうかの判断
- ・情報の収集と記録（個別の記録 複数の教職員が個別に認知した情報の集約）
- ・学校の学校基本方針の策定や見直し
- ・学校で定めたいじめの取り組みの計画の見直し及び評価・検証
- ・いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証

#### (2) 小委員会の設置と目的

日常の児童の問題行動やいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「いじめ対策推進委員会」の下に「小委員会」を置く。当該組織の構成教職員は、校務主任、生活サポート主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年主任、該当学級担任、該当学年団生徒指導担当、（特別支援コーディネーター）をもって構成し児童指導に関する問題やいじめ等に関わる情報の共有化及び取り組みの進捗状況等の情報交換を行う。

なお、命や身体等に関わる重大事態の調査を実施する場合は、教育委員会の指導の下、この組織を母体とし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## 2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力(縦割り班活動)を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりである。児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土が育まれると考える。さらに、教育活動中の教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導や言動の在り方に細心の注意を払わなくてはならない。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり見過ごしたりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

日頃から児童の見取りや信頼関係の構築等に努め、家庭の協力を得ながら、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保たなくてはならない。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生における対応組織

次に掲げる「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに次の者で構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設け、教育委員会と連携を図りながら、事態への対処を行う。

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合  
生命・心身・財産重大事態 (法第28条第1項第1号)
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
不登校重大事態 (同条第2項)

### いじめ問題対策連絡協議会の構成員

校長 教頭 教務主任 校務主任 生徒指導主任 学年主任 生活サポート主任 養護教諭  
特別支援コーディネーター S C P T A会長・女性部長 新川校区自治会長  
校区青少年健全育成会長 同窓会長 主任児童委員 (警察・教育委員会等)

## (2) 重大事態の意味について

①の「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のようないじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企図した場合        | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合     | ○精神性の疾患を発症した場合  |
| ○いじめにより転学等を余儀なくされた場合 |                 |

②の「相当の期間」については、不登校の本市の規定を踏まえ、年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

## (3) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に概要を報告し、教育委員会の指導を受け、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて協議し、決定する。

## (4) 調査の趣旨及び調査主体について

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査か、学校の設置者において調査を実施するかを協議・決定する。特に、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校と教育委員会が密接に連携し、適切に役割分担を図りながら、調査を実施する。具体的には、アンケートの収集などの初期的な調査を学校が行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、教育委員会が行うことが考えられる。

## (5) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に関する調査を行うため、速やかに、教育委員会の指示・指導の下に組織を設ける。

学校が調査の主体となる場合は「いじめ対策推進委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、より有効な組織編成に努める。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、当該調査の公平性・中立性を確保できる者とする。

# 4 重大事態における事実関係を明確にするための調査の実施

調査においては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。なお、この調査の目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではなく、あくまでも、

学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものである。

学校は、教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### (1) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

### (2) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

### (3) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起った場合の調査は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、以下の事項に留意のうえ、実施する。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、教育委員会と相談のうえ決定し、心理の専門家や学識経験者等の専門的知識及び経験を有する者を加える。なおかつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）にすることで、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることができることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、教育委員会の指導・支援を受け、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかつたと決めつけた

り、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

#### (4) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努める。

### 5 調査結果の提供及び報告

#### (1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

学校は、教育委員会の指導・助言のもと、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう努める。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受け、実施することとする。

#### (2) 調査結果の報告

時系列にまとめた調査結果は教育長に報告するとともに、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育長等に送付する。再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### 6 教師として心がけるべきこと

#### (1) いじめを見抜く感性を磨く

いじめは目の届きにくい所で発生することが多い。「トイレの前を通る時にのぞいてみる」、「教室へ向かう時、いつもと違うコースを歩いてみる」「休み時間も教室で過ごす」などの動きを常にとれる姿勢をもつ。

#### (2) 子どもをとらえる努力をする

生活ノートや連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談などを通して日頃から子どもに寄り添い、子どもの様子を常に把握するよう努める。また、情報を共有し多くの教職員による見守り体制を整える。

#### (3) いじめは許さないという風土をつくる

いじめ問題、生命の大切さ、規範意識などを道徳や特別活動で取り上げて、いじめは絶対に許さない

いという風土をつくる。自浄作用のある集団づくりに努める。

#### (4) 心の居場所のある集団づくりに努める

学校生活の中で自己肯定感や自己有用感を実感できる場をつくることが、自他を尊重する温かい人間関係につながる。道徳や特別活動、日々の授業などでの教師の丁寧なはたらきかけが、子どもたちの心を成長させることになる。

#### (5) 不安や悩みを受け止める姿勢をもつ

子どもが話しかけてきたのに「ちょっと待って。後でね。」という対応は、子どもの声に耳を傾けていることにはならない。最後まで話を聞いて不安や悩みを受け止めることが大切である。

#### (6) 教師間で連携して対応する

担任一人で抱え込むのではなく、学年主任、生活サポート、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの各担当とも連携して対応する。事案によっては教育相談室などの関係機関との連携をとる。

#### (7) いじめの訴えには迅速・誠実に対応する

本人や保護者の立場に立って迅速に対応することが大切である。学校の迅速で誠実な対応が信頼関係につながる。「いじめられる方にも問題がある」というとらえ方では、決して解決しない。

### 7 生徒指導主任として心がけるべきこと

#### (1) 常に情報を収集し把握しておく

学級・学年からの報告を待つのではなく、学年主任に現在の状況を積極的に聞くなどして、時系列に全学年の状況を把握することが大切である。

#### (2) いじめ問題が発生した学級・学年が迅速かつ組織的な対応をしているかチェックする

発生時はもちろんのこと、該当する子どもを指導した後も、継続した見守りが組織的に行われているか状況を把握することが大切である。

#### (3) 該当する学級・学年の指導に際して、積極的に関わる

いじめ問題発生時に「たぶん対応してくれただろう」で済ましていてはいけない。生徒指導担当者として、学級・学年に積極的にアドバイスする姿勢をもつ。

#### (4) 重大な案件や深刻化する可能性がある案件については、教育委員会へ報告する

いじめは仲間外れというレベルから、恐喝・暴力、いじめが原因の家出まで、さまざまな状況が考えられる。重大な事案や深刻化する可能性のある事案については、速やかに教育委員会への報告・連絡・相談する。

### 8 いじめの早期発見・予防のために

#### (1) 子どもと日常の交流を大切にする

生活ノートや連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談など、日頃から子どもに寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、子ども・家庭との信頼関係を築く。

#### (2) 複数の目による見守りをする

情報を共有して、多くの教師があらゆる機会を利用して見守っていく。そのためには、報告・連絡・相談することが不可欠である。特に学年内での情報共有を大切にする。

#### (3) アンケート調査の実施とその改善に努める

アンケートの実施回数を増やしたり調査項目を検討したりして、見直し・改善していくことも大切である。特に小学校においては、発達段階に応じた質問文を準備する、必要に応じて聞き取り調査を

実施するというようなことにも、留意する。

(4) 教育相談を通した把握に努める

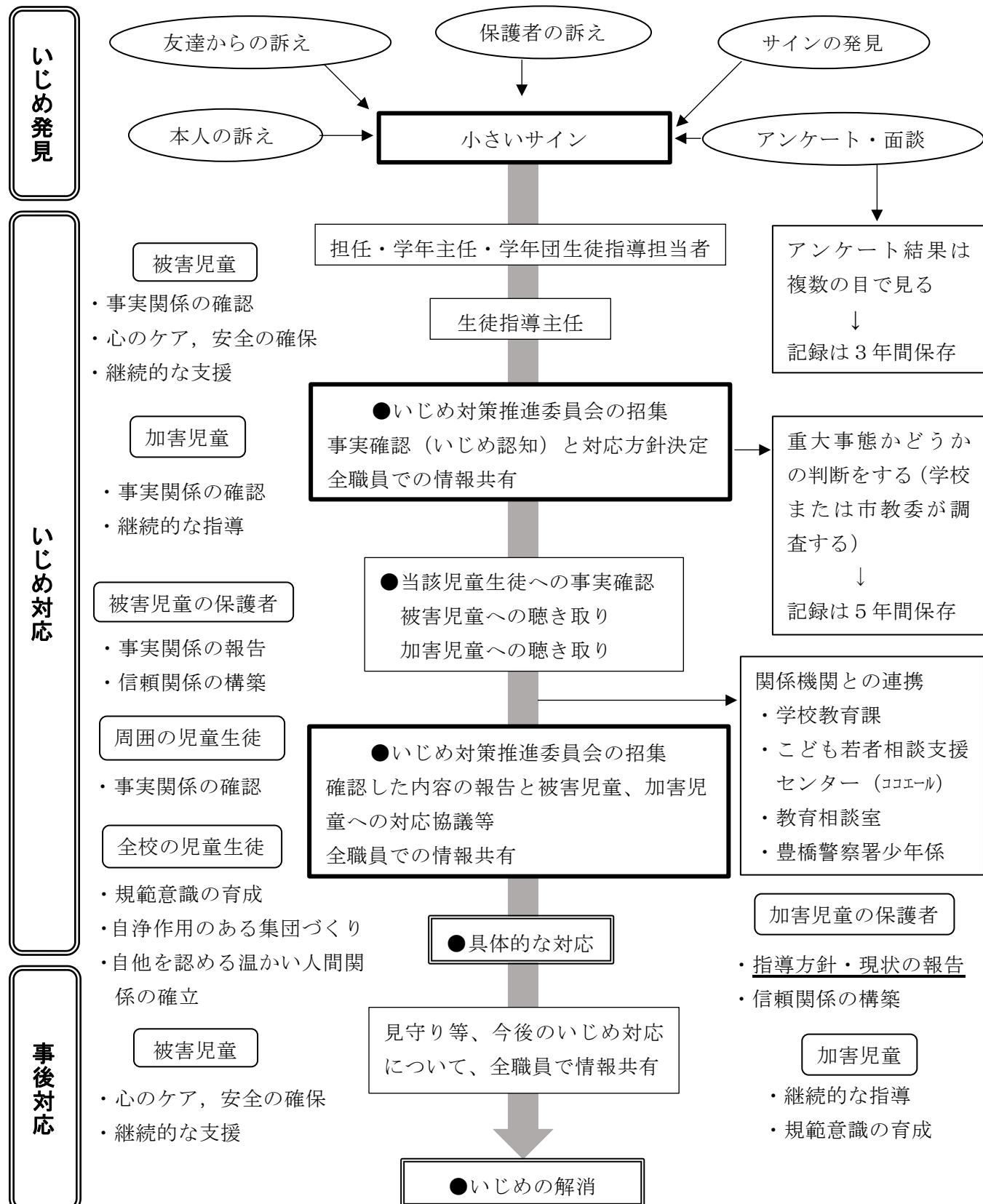
定期的な面接だけでなく、子どもが希望する時にはそれに応える相談体制を整える。また、スクールカウンセラーや養護教諭、市の教育相談室などの関係機関との連携を深める。

(5) 互いを認め合い高め合う温かい学級集団づくりに取り組む

いじめを生まない風土をつくるために、子どもたちが主体的に取り組める活動を展開する。達成感を味わったり成功体験をしたりすることで、自己肯定感・自己有用感を育むことにつながり、自他を尊重する態度を育てる。

## 【いじめ早期発見・対応マニュアル】

豊橋市立新川小学校



### ※下線部の「指導方針・現状の報告」について

いじめが発生した時に、今後の指導方針や学校が現在取り組んでいることについて情報がもらえない（連絡がない）という不満の声が、保護者から寄せられることが多い。「一度指導したから解決済み」という考え方ではなく事後指導や現在の学校生活の様子を保護者へ伝えることが大切。

# 新川小学校いじめ防止体系図

## 「いじめ対策推進委員会」

～常時的いじめの防止等の中核組織～

### －組織構成〈基本形〉－

校長（委員長） 教頭（副委員長）  
教務主任 校務主任  
生活サポート主任 生徒指導主任  
養護教諭  
該当学年団生徒指導担当  
特別支援コーディネーター

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する判定
- 児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議開催
  - ・いじめの情報の迅速な共有
  - ・関係のある児童への事実関係の聴取
  - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

### －小委員会－

校務主任  
生活サポート主任（校務）  
生徒指導主任  
学年団生徒指導担当  
該当学年主任及び担任  
(特別支援コーディネーター)

- いじめ等に関わる情報の共有化及び情報交換
- いじめ防止等の取り組みの進捗状況等の把握・評価
- 生活アンケートの作成及び結果集約と分析・対応策の検討
- いじめ調査と面談週間（5・9・11・1月）の実施
- 市教育委員会へいじめ等の月例報告

## 「いじめ問題対策連絡協議会」

～重大事態の主な内容～

### －重大事態時の組織構成－

校長	P T A 会長・副会長
教頭	校区自治会長
教務主任	校区健全育成会長
校務主任	同窓会長
生活サポート主任	主任児童委員
生徒指導主任	S C
学年主任	(警察・教育委員会等)
養護教諭	

### ◎重大事態時の調査項目作成 (教育委員会の指導・助言)

### 主な内容

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

### －職員会議－

いじめ等の問題行動の情報交換

### －現職研修－

- ・ライフスキル調査の活用研修及び分析
- ・Q Uの活用研修及び事例検討
- ・S Cによる事例検討
- ・いじめ等にかかわる研修会報告

### 重大事態への対処・対応

情報の収集と記録 関係保護者・生徒への聴取 教育委員会への報告  
いじめの調査 保護者・地域への説明 報道機関への対応 等